

山形大学卒業生等首都圏ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会は、「山形大学卒業生等首都圏ネットワーク」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山形大学校友会事務局に置く。

(目的)

第3条 本会は、首都圏に居住又は勤務する山形大学の卒業生及び教職員等（退職した教職員を含む。以下「卒業生等」という。）との連携協力を図り、首都圏の山形大学卒業生等のコミュニティを醸成・強化し、山形大学の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 首都圏に支部等を置く山形大学各同窓会相互の連携と協力に関すること。
- (2) 山形大学及び山形大学校友会事業への支援に関すること。
- (3) 「山形大学同窓生セミナー」の開催に関すること。
- (4) 会員相互の親睦、研修等に関すること。
- (5) 山形大学学生への就職支援に関すること。
- (6) その他必要と認める事業

(会員の構成)

第5条 会員は、卒業生等のうち、本会への入会を希望する者で、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 首都圏に居住又は勤務する山形大学の卒業生
- (2) 首都圏に居住又は勤務する山形大学の教職員等（退職した教職員を含む）

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、総会で選任する。

- 1 (1) 会長 1人
- (2) 副会長 若干人
- (3) 協議員 首都圏における各学部同窓会を代表する者 12人
 - ① 東京ふすま会
 - ② 地域教育文化学部同窓会東京支部
 - ③ 地域教育文化学部同窓会神奈川支部
 - ④ 地域教育文化学部同窓会横浜支部
 - ⑤ 地域教育文化学部同窓会川崎支部
 - ⑥ 地域教育文化学部同窓会千葉支部
 - ⑦ 蔵王会関東地区支部
 - ⑧ 一般社団法人米沢工業会東京支部
 - ⑨ 一般社団法人米沢工業会神奈川支部
 - ⑩ 一般社団法人米沢工業会埼玉支部
 - ⑪ 一般社団法人米沢工業会千葉支部
 - ⑫ 農学部鶴窓会関東支部
- (4) 幹事 若干人

- 2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 幹事の若干人には、校友会事務局の職員を含めるものとする。

(役員会)

第7条

- 1 本会に全役員で構成する役員会を置き、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 役員選出に関する事
 - (2) 事業計画に関する事
 - (3) その他、総会に諮る事項等、本会の目的達成のために必要な事。
- 2 役員会は、役員の求めに応じて随時(年2～3回程度)開催する。なお、状況に応じてオンライン開催とする。
- 3 役員会は、出席者の過半数をもって決議し、可否同数の場合は、議長(会長)の決するところによる。

(総会)

第8条 総会は、年1回(12月)開催し、会長が招集する。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を若干人置くことができる。

- 2 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期と同期とする。ただし、再任を妨げない。

(経費)

第10条 本会の経費は、校友会本部助成金及び寄附金、その他の収入をもって運用する。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、会長が総会に諮って定めるものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成25年12月21日から施行する。
- 2 この規約施行の際、最初に選出される役員は、本会の設立準備委員会において決定する。
- 3 この規約施行後、最初に選出された役員の任期は、第6条第2項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 本会の最初の事業年度は、第8条第2項の規定にかかわらず、本会設立の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年12月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年12月5日から施行する。